

船舶事故調査報告書

令和5年6月7日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年5月5日 11時35分ごろ
発生場所	山形県酒田市酒田港（最上川河口付近） 酒田港北防波堤灯台から真方位143°990m付近 （概位 北緯38°55.4′ 東経139°48.6′）
事故の概要	プレジャーボートMiddle Villageは、漂泊中、転覆した。
事故調査の経過	令和4年5月17日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート Middle Village、総トン数なし（全長2.25m） なし、個人所有 第210-59318号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2 海象：波高 約1.5m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、親族1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、船長が船尾部に、同乗者が中央部にそれぞれ座り、最上川で漂泊して川下りしながら釣りを行っていたが、河口付近では三角波が発生するので、河口に接近する前に、船外機を使用して川上りを繰り返していた。</p> <p>船長は、何回目かの漂泊時、釣りに夢中となり、河口付近に流されていることに気付かなかった。</p> <p>本船は、船体が川の流れに対して真横の状態となり、船首が北方を向いた際、左舷船尾部から波高約1.5mの三角波を受け、海水が船内に流入した後、右舷側に大傾斜して転覆した。</p> <p>船長及び同乗者は、転覆した本船の船底に這い上がり、船長が携帯電話で本事故の発生を海上保安庁に通報した後、同庁から救助の協力要請を受けて来援した水難救済会所属の船舶により救助された。</p> <p>本船は、ミニボート型のインフレーターボート（ゴムボート）で、船舶検査の対象船舶ではあるものの、船舶登録の対象外船舶であり、6馬力の船外機を搭載し、出発時の乾舷が約0.20mであった。</p> <p>船長は、河口付近で三角波が発生しやすいことを知っており、本事故当時も三角波が発生していることを認めていた。</p> <p>船長及び同乗者は、本事故当時、膨張式救命胴衣を着用していた。</p>

分析	本船は、漂流中、船長が、河口付近では三角波が発生することを知っていたものの、釣りに夢中となっていたことから、河口付近まで流されていることに気付くのが遅れ、川の流れに対して真横の状態となって船首が北方を向いた際、左舷船尾部から波高約1.5mの三角波を受け、船内に海水が流入して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が漂流中、船長が、河口付近では三角波が発生することを知っていたものの、釣りに夢中となっていたため、河口付近まで流されていることに気付くのが遅れ、川の流れに対して真横の状態となって船首が北方を向いた際、左舷船尾部から波高約1.5mの三角波を受け、船内に海水が流入して転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・インフレーターボートは、乾舷が小さく、波の影響を受けやすいので、船長は、河口付近で三角波が発生する可能性があることに留意するとともに、常に船位を確認し、三角波が発生している場所には近づかないようにすること。